

## 板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホール指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(平成27年5月11日区長決定)

(令和4年5月18日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホール(以下「館」という。)の2つの施設をまとめて指定管理者となるべき団体(以下「指定管理者候補団体」という。)の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

### (選定委員会の設置)

第2条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立文化会館及び板橋区立グリーンホール指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (選定対象)

第3条 委員会は、東京都板橋区立文化会館条例(昭和57年3月13日東京都板橋区条例第7号。以下「文化会館条例」という。)第15条第2項及び東京都板橋区立グリーンホール条例(昭和44年3月20日東京都板橋区条例第10号。以下「グリーンホール条例」という。)第16条第2項の規定により申請のあった団体(以下「申請団体」という。)の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

### (組織及び委員の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員5名をもって組織する。

- (1) 館利用団体代表者
- (2) 民間有識者
- (3) 政策経営部経営改革推進課長の職にある者
- (4) 教育委員会事務局生涯学習課長の職にある者
- (5) 区民文化部地域振興課長の職にある者

2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

- 5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、選定した指定管理者候補団体が板橋区と館の管理に関する協定を締結した日までとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、外部委員を含む3名以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第6条 委員会は、第9条の審査項目に照らし、館の管理を行わせるにあたって最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定し、区長に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べるができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は委員が関与した事業者を選定対象外とする。
- 3 委員は、審査の過程で知り得た情報を公表してはならない。ただし、区長が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(審査方法)

第8条 委員会は、第6条第1項の選定に係る審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

- ア 次条に規定する評価の対象となる項目を書類により審査、協議する。
- イ アによる審査の結果、評価の高い団体を5団体以内で選定する。ただし、評価が同じ場合は、5団体を超えて選定することができる。

(2) 第二次審査

- ア 前号の規定により選定された団体の事業計画等について、プレゼンテーションによる評価も加え審査する。
- イ 第一次審査により選定された団体の財務内容について審査する。
- ウ ア及びイによる審査の結果、評価の最も高い団体を候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

2 委員会の審査は非公開とする。

(審査項目)

第9条 指定管理者候補団体の選定は、文化会館条例第15条第3項及びグリーンホール条例第16条第3項に掲げる基準に応じ、次の各号に定める審査項目により行うものとする。

- (1) 事業計画に関する理念及び基本方針
- (2) 管理運営に必要な人員配置計画
- (3) 管理運営の計画及び内容
- (4) 安全管理についての基本方針（事故対策、防犯、緊急時対応、個人情報保護等）
- (5) 区内経済等への貢献
- (6) 事業実績
- (7) 施設管理及び事業運営経費の収支計画
- (8) 経営状況
- (9) 熱意・意欲

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、区民文化部文化・国際交流課文化・国際交流係が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は区民文化部長が定める。

付則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

付則

- 1 この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。